

【タイトル】 6月研修会
【部会名】 税務研究部会

【日時】 平成21年6月19日(金) PM2:00~:PM4:00
【場所】 法人会館

【内容】 事業承継税制
浅野統括官(資産課税部門)



(1) 平成21年度税制改正より

**非上場株式等についての相続
税の納税猶予の特例**

・ 相続により取得した自社株(相続前からの保有分を含め、発行済議決権株式総数の2/3を限度)の課税価格の80%に対応する相続税額の納税が猶予される

イ. 適用期限・・・平成21年4月1日~平成23年3月31日までの間に終了する事業年度

ロ. 以下の要件について経済産業大臣の認定を受けること

a. 適用運用会社・・・中小企業者に該当しない会社等

b. 先代経営者・・・会社の代表者であった事等

c. 後継者・・・会社の代表者である事等

d. 担保(猶予される相続税額及び利子税額に見合う)を税務署に提供する事

ハ. 相続税の申告期限・・・被相続人が死亡した日の翌日から10ヶ月以内

ニ. 申告期限までに、従来どおりに計算した後継者の相続税から猶予税額を控除した分は、納付すること

ホ. 5年以内に要件を満たさなくなった場合(相続した株式等の継続保有等)は、猶予税額を全額納付

ヘ. 継続届出書の提出・・・事業継続期間(5年)内は毎年、その後は3年毎に

ト. 後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」を提出する事により、猶予税額の納付が免除

非上場会社等についての贈与税の納税猶予の特例

- ・ 後継者が先代経営者から自社株式の一括贈与を受けた場合には、該当株式に係る後継者の贈与税の全額（贈与前からの保有分を含め、発行済議決権株式総数の2/3を限度）の納付が猶予される
- イ．適用期限・・・・・・・・平成21年4月1日以後の贈与について適用
- ロ．贈与税の申告期限・・贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日まで
- ハ．制度の流れは、相続税の納税猶予制度と同じ。



（2）遺留分を侵害された他の相続人から、後継者の慰留分が減殺請求を受けると自社株式や事業用資産が分散し円滑な事業承継が阻害される。これを防ぐ為、後継者が経営者から生前贈与等によつて取得した自社株式について、次の制度を創設した。

- イ．除外合意 遺留分算定の基礎財産に算入しない（分散防止）
- ロ．固定合意 遺留分算定の基礎財産に算入する価額を合意時点の価額とする。（将来の価値上昇による遺留分の増大の心配なし）

.法人税関係の 平成21年度税制改正
上園審理担当上席調査官（法人課税第1部門）

主な内容は、以下のとおり。



土地等を譲渡した場合の 特別控除制度の創設

- ・ 個人又は法人が平成21年、平成22年に取得した土地を譲渡（所有期間5年超）した場合には、その譲渡益から1,000万円を控除できる。

中小法人等の軽減税率の引き下げ

- ・ 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を18%（現行22%）に引き下げる。

中小法人等の欠損金の繰戻し還付の復活

- ・ 平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができる。
（前年度に納付した法人税の還付を受ける事ができる）

中小企業の交際費課税の軽減

- ・ 資本金1億円以下に係る定額控除限度額を、平成21年4月1日以後に終了する事業年度から400万円から600万円に引き上げる。